

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成19年9月28日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1(1) 送達すべき書類 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）に伴う収用事件に係る裁決書

(2) 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部名義人 上里太藏外110名（別紙のとおり。）又はその相続人

(3) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番5	宅地	379.78㎡	379.78㎡	379.78㎡	宅地	

(4) 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

2(1) 送達すべき書類 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）に伴う収用事件に係る裁決書

(2) 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部名義人 上里太藏外110名（別紙のとおり。）又はその相続人

(3) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番6	墓地	47㎡	47.37㎡	47.37㎡	宅地	

(4) 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成19年10月18日をもって送達があったものとみなされます。